

第1回日フィジー共同研究の実施

前国際協力部教官（現千葉地方裁判所判事）

原 彰 一

国際協力部教官

村 上 愛 子

第1 はじめに

法務総合研究所国際協力部（以下「当部」という。）は、令和7年3月11日（火）から同月23日（日）まで（移動日を含む。）の日程で、フィジー共和国（以下「フィジー」という。）から法務・司法関係者を招へいして、第1回目となる日フィジー法務・司法制度共同研究（以下「本共同研究」という。）を実施した。本共同研究の詳細な日程等は、別添（別添1は日程表、別添2は参加者名簿）を参照されたい。

本稿は、上記共同研究の報告を行うものである。なお、本稿中の意見にわたる部分は当職らの私見であり、所属部局の見解ではない。

第2 本共同研究の実施に至った背景

当部は、これまでフィジーに対して支援をした実績はなかったが、法務省は、法の支配を推進する取組である司法外交の一環として、令和6年1月にフィジーのシロミ・トゥランガ司法長官兼司法大臣（当時）との間で「日フィジー戦略的司法対話」の創設に合意し、また、同年7月に第10回目となる太平洋・島サミット（PALM10）の開催に合わせて、フィジーを含む太平洋島しょ国・地域の法務・司法関係者を招へいして、「法の支配の推進と国際協力」をテーマにシンポジウムを開催するなど、法務・司法分野での関係構築に向けた機運が高まっていた。

そこで、当部においても、フィジーを対象に法務・司法分野での新たな協力関係の構築に向けて法制度整備支援を実施するべく、令和6年7月に上記シンポジウムに参加するために訪日したフィジー司法長官府訟務局長らとの間で協議を実施するとともに、同年10月にフィジーの首都スバに出張し、関係機関を訪問して、各機関の課題等を聴取し、支援ニーズのある分野について調査・協議するなどした¹。

調査・協議の結果、フィジーでは、国の規模が小さいため、法・司法制度の整備が不十分であるとともに、人材が不足しているという点で社会的な脆弱性が存在していることが判明した。具体的には、フィジーは旧英国領であり、古い英国法を参考にした民事訴訟法が運用されてきたが、民事裁判の長期化の問題に十分に対処できておらず、民事

¹ 出張の詳細については、拙稿「フィジー出張報告 ～現地セミナーと関係機関訪問～」ICDNEWS第101号（2025年3月号）129頁以下を参照されたい。同出張では、関係機関との新たな協力関係の構築に当たり、法務総合研究所を代表して瀬戸毅前法務総合研究所長を筆頭に、フィジーの司法長官や司法大臣、最高裁長官等を表敬し、各訪問先で具体的な支援ニーズを聴取した上で、共同研究のテーマ等について具体的な協議を行うとともに、日フィジー間での法務・司法制度の相互理解の醸成を目的とした現地セミナーを実施した。

訴訟法の改正や実務改善を通じた未済事件の滞留の解消が課題となっている。また、人材不足や多数の島が点在しているという地理的な条件を背景に、事務の効率化を図るとともに、市民の司法アクセスや行政サービスへのアクセスを向上させるためにデジタル化が重要な課題となっており、民事裁判や不動産・商業登記、住民登録制度のデジタル化といった分野で支援のニーズがあることがわかった。さらに、司法アクセスの向上との関係では、法律扶助委員会が重要な役割を果たしており、その機能強化やデジタル化（主に裁判所との情報共有の強化）が求められているとのことであった。

以上の支援ニーズに応えるためには、フィジーの関係機関から法務・司法関係者を招へいし、日本側専門家による講義・意見交換、関係機関への訪問等を通じて、民事裁判の長期化対策や民事裁判・行政手続の効率化とデジタル化の現状と課題に関する日本の知見を集中的にインプットするとともに、課題解決に向けた意見交換等を行うことが効果的であると考えられた。加えて、フィジーに対して新たに法務・司法分野での協力関係を構築する途上にあり、これを確実なものにしていくためには、フィジーから法務・司法関係者を招へいすることにより、今後の活動の方向性や支援ニーズについて更に協議を行う必要があると認められた。

以上より、本共同研究の実施に至ったものである。

第3 本共同研究の実施

1 本共同研究のテーマ

本共同研究では、上記のとおり、民事裁判の長期化対策と民事裁判・行政手続の効率化及びデジタル化をテーマに、裁判所、司法長官府、司法省、法律扶助委員会の職員を研究員として招へいし²、フィジー研究員において同国での課題への取組の立案・実施の参考となるよう、講義・意見交換、関係機関への訪問等を通じて日本での取組状況等を紹介することとした。

2 本共同研究の結果概要

本共同研究では、以下のとおり、講義や関係機関訪問等のプログラムを実施した（時系列順に記載）。

(1) フィジー側の発表・意見交換

フィジーの各機関が抱える課題について、各機関の代表者によるプレゼンテーションが実施された³。

² 司法長官府は政府に対する法律アドバイザーであり、訟務、法律アドバイス、法令の起草等の業務に加えて、各種委員会（知的財産事務所を含む。）を所管し、司法省は住民登録（出生、婚姻、死亡の登録）、不動産・商業登記、破産管財等の業務を所管し、法律扶助委員会は民事・刑事の法律扶助等の業務を所管している。

³ 具体的には、裁判所は、裁判のデジタル化の必要に加えて、訴訟遅延の問題に関し、その要因を組織運営的な要素（人材やインフラの不足、組織の非効率性等）、民事手続の複雑さ（証拠開示を巡る争い、各種申立てと中間上訴、専門訴訟等）、当事者側に起因する要素（当事者主導の手続、手続を悪用したり、不熱心な代理人等）、裁判官に起因する要素（事件負担の重さ、判断の統一性の欠如等）に分けて、それぞれに対策が必要であることを指摘していた。また、司法長官府は、各業務における人材育成やデジタル化等の支援を求めている。司法省は、各業務において登録や検索の作業がマニュアルで記録のデジタル化にニーズがあり、法律扶助委員会は、既にデジタル化に向けた取組が一部進められているが、インフラの不足に加えて、デジタル技術を活用できる人材の確保やデータセキュリティに課題があるとの

(2) 担当教官による当部の活動と日本の司法制度（裁判・調停）に関する導入講義
導入講義として、村上教官において当部の実施する法制度整備支援に関する概要
（特に当部の支援が、資金協力や機材供与ではなく、技術協力であること）を説明
するとともに、原教官（当時）において日本の司法制度（裁判・調停）に関する概
要を説明した。

(3) 大阪大学高原知明教授による裁判の迅速化に向けた民事訴訟法の改正等に関する
講義

高原教授には、フィジーの民事規則委員会による民事訴訟法改正案の最終報告書
に基づき、裁判の迅速化に向けた重要な課題として、主に事件管理と中間上訴への
対応について講義いただいた。特に、英米法型の審理（陪審裁判を念頭にトライア
ル前の手続を当事者が主導し、裁判官は限定的に関与）と大陸法型の審理（裁判官
が事実認定と法律判断を行い、裁判官が審理を主宰）との差異を踏まえながらも、
英米法型でも審理の遅延を招かないよう裁判官が手続の早期から関与し、事件を管
理する必要性が高まっていることを指摘し、中間上訴についても、日本では、文書
提出命令に裁判官が適切に対応し、任意開示を促すことで中間上訴の問題が生じな
いよう実務で工夫がされていることなどが紹介された。

(4) 大阪高等裁判所・地方裁判所訪問

大阪高等裁判所では、菅野雅之長官を表敬する機会を得て、互いの司法制度の異
同や民事裁判の迅速化、デジタル化の課題等について有益な意見交換をすることが
できた。

また、大阪地方裁判所では、民事裁判のデジタル化の紹介として、ウェブ弁論準
備手続期日を傍聴するとともに、ウェブ弁論期日や裁判所に導入されている事件管
理システムを実演いただいた。加えて、裁判官に、デジタル化に向けた取組の経過
と今後の予定（令和8年5月までに開始される、訴訟記録の電子化等が導入される
フェーズ3）について概要を説明いただくとともに、デジタル化のメリットやデメ
リット等についてフィジー研究員との間で意見交換をしていただいた。

(5) 京都弁護士会訪問

京都弁護士会では、同府内での司法過疎対策や法テラス京都事務所の活動、弁護
士会によるADRの取組等について概要を説明いただくとともに、施設を見学し
た⁴。

(6) 法テラス（本部）訪問

法テラスでは、法テラスの概要、組織及び業務内容（情報提供業務、民事法律扶
助、刑事分野の法的支援、司法過疎対策及び犯罪被害者支援等）につき説明いた
だくとともに、施設見学や理事長を表敬する機会を得た。

ことであった。

⁴ 京都弁護士会訪問については、当部の磯井美葉調査員に調整いただくとともに当日同行いただいた。

(7) 昭島市役所訪問

昭島市役所では、副市長を表敬するとともに、住民登録及び戸籍事務の概要やデジタル化に向けた取組を説明いただき、実際に担当部署での業務の様子やデジタル化の取組状況を見学した。

(8) 東京法務局訪問

東京法務局の訪問時に、当部の大谷洋史教官において不動産登記・商業登記の申請手続について概要を説明した後、実際に各登記の担当部署での業務の様子やデジタル化の取組状況を見学した。

(9) フィジー側発表（振り返り）及び次回テーマについての協議

本共同研究の最後のコマで、共同研究の振り返りとして、フィジー側に本共同研究で学んだことなどを発表してもらったところ、総じて幅広い知識・経験を得ることができ、これを今後の指針としてフィジーでの取組に活用したい旨の前向きな評価であった⁵。

また、次回のテーマとして興味がある分野について協議したところ、民事・刑事に関わらず様々な意見が出され、例えば、被害者（犯罪や災害の被害者、国家による賠償等様々なものを含む。）についての支援制度や実効的救済をテーマにするのが良いとの意見があった。

3 その他

本共同研究において、研究テーマに関する講義や関係機関への訪問の他にも、相互理解や交流を深めるために、法務総合研究所の森本加奈所長や大臣官房国際課との意見交換、フィジー大使館への訪問⁶等を実施した。

4 総括

フィジーとの共同研究は、令和6年度から実施に向けて始動し、フィジーのスバに出張するなど協議を重ね、年度内で企画・立案から実施にまで至ることができ、担当者とする感慨深いものがある。また、本共同研究は、約30年にわたり法制度整備支援を実施してきた当部がアジア地域以外の国に法制度整備支援を実施したおそらく初めての事例であり、当部にとっても特別な出来事であったといえる。他方で、初めての試みであることにより、適切なテーマの選定等、様々な困難にも直面した⁷。

⁵ 具体的には、日本の民事裁判について、コモンローと大陸法の違いはあるが、明確な手続きを確立している、効率的で整然としている、デジタル化が推進されている、調停の利用が活発であるなどの肯定的な評価が多く、フィジーにおいて裁判官が事件管理をしっかり行うことや手続の効率化と簡素化、ADRの推進が重要との指摘があった。また、日本では様々な機関でデジタル化が進んでいるとともに、デジタル化に向けて段階的に移行するプロセスも学びになったなどの指摘があった。

⁶ フィジー大使館では、フィジーの伝統的な風習である「カバの儀式」を体験することができた。これは、カバと呼ばれるコショウ科の木の根を粉末状にしたものを水に溶かした液体を参加者が回し飲みしながら談笑するというものであり、フィジーでは一般的な行事で、週1回程度の頻度で友人や知人等が集まり実施されているとのことである。フィジーは人口が少なく、コミュニティが狭いため、互いに何らかの関わりがあるということが多く、人と人との繋がりを非常に重視する文化のようである。

⁷ 特に、法制度が英米法系であるだけでなく（もっとも、当部の支援対象国でもバングラデシュ、スリランカといった英米法系の国はある）、文化・習慣、宗教の差異、日本に対する認知度、法制度に関する情報の少なさなど、これまで

もっとも、本共同研究は、最後の振り返りのコマで概ね高い評価を得ることができたように、研修参加者において学びの多く、満足度の高いものとすることができ、協力いただいた講師の先生方や関係機関の方々のご尽力により、所期の目的を達成して、成功裡に終わることができたと思われる。

また、本共同研究では、初回の共同研究であることを踏まえて、テーマや対象機関を絞り過ぎないようにある程度幅広く取り扱ったが、今後は、今回のテーマを深掘りしたり、対象機関を変えて新たなテーマを扱うことも考えられ、本共同研究の最後のコマで意見が出された被害者を巡る支援制度や実効的権利救済をテーマにすることも一案である。いずれにしても、フィジー側のニーズに応えるものである必要があることは当然のこととして、限られたリソースの中で支援を実施する以上、日本型支援の強みを活かして、継続的な支援を実施することで一定の成果が見込まれるかなどの観点から、適切な支援分野を選定することが求められるように思われる。今後のフィジーに対する法制度整備支援の展開及び日フィジーの法務・司法分野における協力関係の更なる発展に期待したい。

最後に、本共同研究にご協力いただいた講師の先生方、ご多忙の折に訪問を快く受け入れていただいた関係機関の方々に、この場を借りて厚く御礼申し上げます。

以 上

の支援対象国と異なる点が多かったように感じた。宗教については、キリスト教が多く、日曜に教会礼拝を希望する方やイースター（復活祭）前の断食期間を理由に肉食を避ける方がいた。アルコールを飲まない方が多く、聖餐（Communion）で飲まれている赤ワインだけは飲むという方がいた。また、神社仏閣への関心が薄く、他の宗教施設を避けているようにも感じられた。食事面では、もともと体格の大きい方が多く、食の欧米化が進んでいるようであった。



【集合写真（大阪大学訪問）】



【訪問時の様子（京都弁護士会）】



【集合写真（昭島市役所）】



【集合写真（法テラス本部）】



【意見交換の様子（大臣官房国際課）】



【集合写真（法務省赤れんが棟）】

令和6年度フィジー共同研究日程表
【令和7年3月11日（火）～3月23日（日）（移動日を含む。）】

月 日	曜日	午前	休憩等	午後	備考	
3 /	火	【出国】 19:30発（スバ）⇒20:00着（ナンディ）、23:50発（ナンディ）			機中泊	
3 /	水	【入国】 6:10着（成田）	11:00 オリエンテーション		国際法務 総合センター （IJC）	
12	IJC					
3 /	木	10:00 【フィジー側発表・意見交換】 訴訟遅延の原因と解消に向けた取組、デジタル化に向けた 課題 IJC	12:00	14:00 【導入講義】 法務省・ICD、司法制度（裁判・調停）の概要説明 IJC	IJC	
3 /	金	10:30 【訪問】 国際課（法務・司法分野で協力関係の構築） 国際課	12:00	12:15 所長主催意見交換会 + 記念撮影 法曹会館	13:45 14:00 【訪問】 フィジー大使館 フィジー大使館	IJC
3 /	土	休務日			IJC	
3 /	日	休務日（移動日）			大阪	
3 /	月	10:00 【講義・意見交換】 高原知明教授 裁判の迅速化に向けた民事訴訟法改正等 大阪大学	12:00	14:00 【訪問】 大阪高等裁判所（長官表敬）、大阪地方裁判所（裁判のデ ジタル化・迅速化に向けた取組） 大阪高裁・地裁	17:00 大阪	
3 /	火	10:00 【訪問・講義】 京都弁護士会（地方弁護士会の概要及び司法アクセス、 ADR、法曹連携に関する説明） 京都弁護士会	12:00	（東京への移動）		IJC
3 /	水	10:00 【訪問】 法テラス（司法アクセス向上に向けた取組） 法テラス本部	12:00	15:00 【訪問】 昭島市役所（市長表敬・行政サービスのデジタル化） 昭島市役所	17:00 IJC	
3 /	木	休務日			IJC	
3 /	金	10:15 【訪問】 東京法務局（不動産・商業登記業務のデジタル化） 東京法務局	12:00	14:00 【発表・意見交換】 フィジー側発表及び次回テーマに向けた協議 共用会議室	17:00 IJC	
3 /	土	【出国】 16:30発（成田）			機中泊	
3 /	日	【帰国】 4:20着（ナンディ）、6:30発（ナンディ）⇒7:00着（スバ）				

令和6年度フィジー共同研究

1	セニレンバ リア トウランガ ティー ワンガイナンベテ レバジ
	Hon. Senileba Lia Turaga T Waqainabete Levaci
	フィジー共和国高等法院陪席判事
2	スフィア ファジラト ハムザ
	Ms. Sufia Fazilat Hamza
	フィジー共和国上級駐在判事
3	チェセ ンディンバウ ンドロヴァ
	Ms. Jese Dibau Drova
	フィジー共和国司法長官府上級法務官
4	チョセファ マイナボラウ
	Mr. Josefa Mainavolau
	フィジー共和国司法長官府司法官
5	コリン ソワニ ヤンバキ
	Mr. Collin Sowani Yabaki
	フィジー共和国司法省法人業務部長
6	アンディ ケララ ロコレンバ キンディンドゥロモ
	Ms. Adi Kelera Rokoleba Kididromo
	フィジー共和国司法省副登記官
7	セレマイア クルロ ワンガイナンベテ
	Mr. Seremaia Kurulo Waqainabete
	フィジー共和国法律扶助委員会会長

【研修担当/Officials in charge】

教官 / Professor 原 彰一 (HARA Shoichi)、村上 愛子 (MURAKAMI Aiko)

国際専門官/International Affairs Officer 行部 黎 (GYOBU Rei)